

写

事務連絡
平成24年8月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

子どもの窒息事故防止の徹底について

標記のことについて、消費者庁から別紙のとおり、「子どもの窒息事故防止の徹底について」協力依頼がありました。

ついては、幼稚園、小学校、特別支援学校、保護者等に対して、別添の内容について注意喚起いただけるよう、各都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学及び構造改革特別区域第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会、所轄の学校、学校法人及び学校設置会社等へ周知をお願いします。

【本件連絡先】

(消費者教育に関すること)

生涯学習政策局男女共同参画学習課消費者教育推進係

T E L:03(6734)3462 E-Mail:consumer@mext.go.jp

(幼児教育に関すること)

初等中等教育局幼児教育課企画係

T E L:03(6734)3136 E-Mail:youji@mext.go.jp

(特別支援教育に関すること)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

T E L:03(6734)3193 E-Mail:tokubetu@mext.go.jp

(学校給食に関すること)

スポーツ・青少年局学校健康教育課学校給食係

T E L:03(6734)2694 E-Mail:gakkoken@mext.go.jp

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111 (代表)





消安全第 195-2 号
平成 24 年 8 月 24 日

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 殿
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 殿
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 殿
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 殿

消費者庁消費者安全課長



子どもの窒息事故防止の徹底について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たり格別の御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 24 年 7 月 17 日に栃木市の保育園で、子どもがおやつフルーツポンチに入っていた白玉風のだんごを喉に詰まらせ、その後死亡するという事故が起きました。

食品による窒息事故は消費者安全法に基づく消費者事故等とはならないことが多いものの、尊い命を守るためにより一層の注意喚起が必要と考えます。

また、食品以外の玩具等でも窒息事故が発生しており、消費者庁では、子どもで重篤な事故が発生しているスーパーボールについて、特に夏から秋の祭りの時期に向けて、イベント等のスーパーボールすくい等の袋詰めなどの包装によらない販売形態においては、持ち帰り用の袋等に注意事項を明記するよう関連事業者・団体等へ協力要請を行うなどの取り組みをしてきました。

このたび、消費者庁より各都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当部署宛に事故防止のお願いをしておりますが、幼稚園、小学校、特別支援学校等に対しては文部科学省からも重ねてお願いいたしたく、各都道府県を通じて、すべての学校を管轄する部署に対し、改めて注意喚起の徹底を図っていただくようお願いいたします。

なお、本件については、認可保育所と認可外保育施設への周知について、厚生労働省にも依頼していることを申し添えます。

記

1. 食品による窒息事故の防止の徹底について

食品による子どもの窒息事故の防止のため、幼稚園、小学校、特別支援学校等においては引き続き十分な配慮をお願いいたします。また、家庭においても注意していただくよう、保護者への啓発をお願いいたします。

2. 玩具等による窒息事故の防止の徹底について

食品以外でも窒息事故が発生しています。特にスーパーボール等弾力のある製品では窒息の危険性が高まります。玩具等についても、子どもの誤飲事故・窒息事故を防止するよう、注意喚起及び保護者への啓発をお願いいたします。

以上



平成 24 年 8 月 24 日

子どもの窒息事故にご注意ください！

7月に栃木県で、2歳の女の子がフルーツポンチに入っていた白玉風のだんごを喉に詰まらせ、その後死亡するという事故が起きました。

厚生労働省の「人口動態調査」によると、食べ物による窒息事故で、毎年20人以上の乳幼児が亡くなっています。

消費者庁では、以前より、食べ物による窒息事故について注意喚起を行ってまいりましたが、引き続き注意の徹底をお願いします。

あらためて、子どもの窒息事故予防のポイントをお知らせします。

食べ物による子どもの窒息事故を予防するために

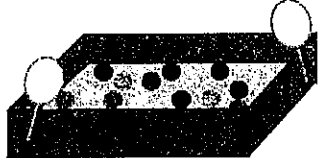
- 乳幼児向けには、食品は適切な大きさにして、よく噛んで食べさせる。
- 乳幼児の食品に表示されている月齢などは目安であり、食べる機能の発達には個人差があることも考慮して食品を選ぶ。
- 食事の際は、誰かがそばにいて注意して見ているようにする。
- 急いで飲み込まないよう、ゆっくりとよく噛み砕いてから飲み込むよう注意をうながす。
- 食べ物を口に入れたまましゃべったり、テレビを見ながらの食事はさせない。
- 遊びながら、歩きながら、寝ころんだままものを食べさせない。
- 食事中に、びっくりさせるようなことはしない。
- 年長の子どもが、乳幼児にとって危険な食べ物を与えないように、よく注意する。

※ピーナッツなどの豆類は、誤って気管に入りやすいため、3歳頃までは食べさせない。

また、生後6ヶ月～2歳くらいの間は異物誤飲事故の多い時期であり、食品以外のものでも窒息に至る危険があります。

消費者庁の調査によると、食品以外の製品で窒息事故が起きたもののうち、12歳以下の子どもにおいて重症以上の事故が発生した製品には、スーパーボール、ゴム風船、ぬいぐるみの部品、筆記具などがありました（平成22年6月30日「食品SOS対応プロジェクト会合資料」の「窒息事故の詳細分析について」より）。

ゴム製などの弾力のあるものを呑み込んだ場合、食道・気道を閉塞するおそれがあると考えられます。特にスーパーボールは、日本小児科学会雑誌 InjuryAlert（傷害注意速報）に2件の事故事例が掲載されており、そのうち1件は死亡事故となっています。消費者庁が、販売等の調査を行ったところ、「スーパーボールすくい」など包装されていない販売形態では注意表示が不十分であることが把握されたため、消費者庁では、持ち帰り用の袋などに注意表示の実施を行うよう、関連事業者・団体等に協力要請を行っています。



玩具安全基準合格

ST 10

日本玩具協会
〒100-0001 東京都千代田区千代田4-22-1

△注意(ちゅうい)

保護者の方へ必ずお読みください。

- 小さな商品があります。口の中に絶対に入れないでください。窒息などの危険があります。
- 誤飲の危険がありますので、3歳未満のお子様には絶対に与えないで下さい。
- 屋外で遊ぶ時は安全な場所を選んでください。
- 人や動物などに向けて絶対に投げないでください。
- 安全のため、破壊、変形したおもちゃは、使用しないでください。

注意表示の例

玩具等による窒息事故を防止するために

- 誤飲や窒息の危険があるので、小さなおもちゃや部品は子どもの口に入れさせない。
- 窒息の危険のある大きさ*のスーパーボールは3歳未満の子どもには与えないこと、また、3歳以上であっても口にしないよう注意する。
(※直径44.5mm以下：玩具安全基準書による)
- 口に入りそうなものは子どもの手の届かないところに片付ける。
- 兄弟などがいる場合は、おもちゃなどは小さな弟妹が誤飲等をしないように、使用後はすぐに片付けるように言い聞かせる。

万一、窒息事故が起きてしまった場合の応急手当は別紙のとおりです。あわせてご活用ください。

(参考)

○消費者庁ホームページ

「こんにやく入りゼリーをはじめとする食品等に起因する窒息事故の防止に関する取組み」

<http://www.caa.go.jp/safety/index2.html>

○食品安全委員会ホームページ

「食べ物による窒息事故を防ぐために」

<http://www.fsc.go.jp/>

○日本小児科学会ホームページ

<http://www.jpeds.or.jp/>

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 青山、服部

TEL : 03 (3507) 9201 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

H P : <http://www.caa.go.jp/>

子どもの窒息時の応急手当の方法

(食品安全委員会「食べ物による窒息事故を防ぐために」より)

119番通報を誰かに頼み、ただちに以下の方法でつまった物の除去を試みます。

〔背部叩打法〕

乳幼児では、口の中に指を入れずに、乳児は片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて(図1)、また、少し大きい子は立て膝で太ももがうつぶせにした子のみぞおちを圧迫するようにして(図2)、どちらも頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩きます。なお、腹部臓器を傷つけないよう力を加減します。



図1 背部叩打法 (乳児)



図2 背部叩打法変法
(少し大きい子)

〔ハイムリッチ法(腹部突き上げ法)〕

大人や年長児では、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握りこぶしにして、腹部を上方へ圧迫します(図3)。この方法が行えない場合、横向きに寝かせて、または、座って前かがみにして背部叩打法を試みます。



図3 ハイムリッチ法 (年長児)